

無尽帳について

高宮 昭夫

(米水津村浦代浦)

去る日、私用の「古文書」を整理していたら写真のよ
うな「無尽帳」が出てきたので、これは面白いと思い紹
介することにする。

生きていたら百歳になる母から「無尽」又は「頼母子
講」という言葉は聞いていたし、「無尽」の実体験から
の話を知ろうと思ひ、村の老人クラブの会合に出て「無
尽」の話を知ってもらった。

まず「無尽」について「広辞林」にはこう書いてある。

一定の口数を決めて加入者を集めて、定期的に出資
(掛金)をさせ、抽選または入札で、出資金の中から加入
者に順次に金銭または物品の給付を行う制度。無尽会社
はのちの相互銀行。

三体の仏像を訪ねました。行けども行けども山また山、
山頂に近い奥の院に仏像はおさまっておりました。

そんな高い所へ、少しもお疲れの様子もなく登ってい
かれるのです。しかも、山道特有のジグザグ道を途中か
ら近い方を登って。平川さんにしても、私にしても当
時七十才にやっとなるくらいの歳でしたから、どうにか
従って行き着きましたけれど、八十才をこえた今は買い
物に出るのがやっとな。先生はほんとうにお元気でした
と、改めて思います。

佐藤さんの清田先生と染矢勘蔵さんの追悼文を読ん
で、お手紙書く気になりました。おばばのたわごと、す
みません。

十月二十一日

今泉信子



約八十歳

になると思
われるばあ
ちゃんは、

「浜無尽」
をやつたと

言う。方法

はと問え

ば、魚干浜

でその日の「日当」ぐらいの金を十人程で「月掛」をし
た。そして困っている人が「落札」して、生活必需品を買
つたと言う。

他の「ばあちゃん」は「タンス無尽」を経験したと言
う。文字通り「タンス」を買うための無尽であり、金が
出来ないときは掛金に見合う衣類を「質」にしたと言う。

特に急用のお金が必要な場合は、次の掛金を二割増し
にしたという話、話者の話を総合すると、無尽や頼母子
の中には「中核」となる人物（経済的に恵まれた人）がい
たようである。それが古文書による利息を殖やす手段と
したようでもある。



無尽の仕組み図式

11口 22人

加盟者 会歴 年 月 年(夕)	伝 吉	伊 之 助	五 助	又清 兵 衛六	与久 左 衛 門	長久 次 兵 衛	源治 兵 衛	久兵 四 郎	五助 八 兵 衛	平右 衛門 又五郎	甚 平	懸 銀 計	順 位	落札者	
															30
安永 4.5	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	330	1	番座	甚平
" 9	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	36	342	2	"	平右衛門 又五郎
" 5.5	30	30	30	30	30	30	36	30	30	36	36	348	3	"	源七
" 9	36	30	30	30	30	30	36	30	30	36	36	354	4	"	伝吉
" 6.5	36	30	36	30	30	30	36	30	30	36	36	360	5	"	五助
" 9	36	30	36	30	30	30	36	30	30	36	36		6	"	
" 7.5													7	"	= 落札者の懸
" 9													8	"	銀額 (利銀共)
" 8.5													9	"	∴ 回を重ねる
" 9													10	"	ことに合計額は
" 9.5													11	"	増えていく
" 9															
天明 1.5															
" 9															

通常の場合この回で出全員落札し終了となる。

以下文書の解説を試みる。

◆一項目 お金を拾宅人で三百三拾日集める(一人三拾目)無尽を私は始めたいが、みんなで相談して次の通り決めたとある。

◆二項目 安永四年(二七七五)より七ヶ年、毎歳の五月十五日と九月十五日に会員が集まって座を開く。

◆三項目は略す。

◆四項目 (私見を加える)「二番座よりの落札者は懸(掛)銀に二割の利息を加えること」とあるが、一般的には落札者は当日クジ引きによって決まる筈、したがって利息の加算は次回以降とするのが妥当ではないか。

しかし、この古文書では約定の時点で既に五番座六番座まで落札者が決まっているから、当初より取て二番座以降の落札者に利息を含めて要求したのかも知れない。そこで上欄の「図式」通りに掛金を徴収すれば、合計額は回を重ねる度に増えて行くので、増えた利息分を還元するため後々の落札者へ割合に応じて掛金が減少するという仕組みを取ったのか、そうするともし加盟者が後々まで落札を希望しなかった場合、減額分と元本を相殺すればそれなりの利殖にはなっていたらう。なお、中途解

約や脱退者については、還元の方法と同様詳しい記載はないが、前述のように「中核」となる人と持たない人とが共存して、互いの利益を図っていたということのようである。

◆五項目 会合は毎年五月・九月の二回加盟者の持ち回りで言い、その席上クジ引きによって落札者を決め(この場合は七回以降か)、もし掛金不払いの時は相当額の質草を落札者に預け、十日以内に現金を持参しなければならなかったと決められている。

右の通り皆で決めたので書面にして証拠とする。

※ 無尽という用語は、中世の金貸しが質物をとって貸しつけた「無尽銭」に始まっており、無尽は「相互扶助」的な色彩を強く持ちながら、質物はちゃんと取っていた。のちには射幸性も強くなり禁止する藩もあったという。



一 浪言旨書 人数極盡

右者私共度子等由是等々各端

仕候處連中御相談之上左之通相極候事

一 當安永四未歲分外也七歳迄七歳

之間 年中兩度 每歳五月十五日 九月

十六日二可致会座候事

一 連中会座之儀ハ 其度々廻座二相極候事

一 発端懸銀 利銀用捨三拾目相懸可申候事

一 式番座より取候面々ハ 懸銀式割之利足

相加へ 三拾六勿ツツ相懸可申候 尤不取

一、銀高三百三拾目 人数拾卷口発端共二

右者^ハ私此度無據^{ト云フ} 費用二付 無尺発端

仕候處 連中御相談之上 左之通相極候事

一、當安永四未歳より 来ル丑歳迄七ヶ歳

之間 年中兩度 每歳五月十五日 九月

十五日二可致会座候事

一、連中会座之儀ハ 其度々廻座二相極候事

一、発端懸銀^{カケ} 利銀用捨三拾目相懸可申候事

一、式番座より取候面々ハ 懸銀式割之利足

相加へ 三拾六勿ツツ相懸可申候 尤不取

向ふに懸割合を以て年々可致減少候
算用左二相記申候 万一中途ニ而相除度
面々ハ 右代を立 相除可申候事

一 毎歲両度会座 五月 九月十五日限
連中より掛銀持寄 相揃候上 關入

可申候、若其節ニ至懸銀不埒有之
面々ハ 何品ニ而茂掛銀高相応之品物
其節取候方江日数十日切預置 懸銀
無相違相懸候ハバ 右之品物相渡可
申候事

右書面之通 連中相談之上相定候
依而為後証如件

安永四年五月十五日 傳吉

依而為後証如件
安永四年五月十五日 傳吉

伊之助
 五助
 清六
 又兵衛
 久左衛門
 兵四郎
 久八
 与藏
 甚平
 花押

發端人
 甚平

口数拾卷口
 人数 式拾人

懸銀割合左之通

註 人名欄は紙数の都合により三段組みとしました

未六月發端取
一浪音符

若人
甚平

未五月發端取
銀三百三十拾目
發反人

甚平

未九月取
一浪音符

從今不立言浪音符
可右
又五郎

未九月取
銀三百三十拾目
式番座

平右衛門

申九月十五日
一浪音符

從今不立言浪音符
三番座
源七

申五月十五日
銀三百三十拾目
三番座

又五郎

申九月十五日
一浪音符

從今不立言浪音符
三番座
傳吉

申九月十五日
銀三百三十拾目
四番座

傳吉

申九月十五日
一浪音符

從今不立言浪音符
三番座
五助

西五月十五日
銀三百三十拾目
五番座

五助

但 壹人前一口懸銀三十目宛

廿年三拂
一 濱石 榑

佐吉

新蔵

宣五月十六日

一 三百拾五勿

佐吉

丑年二拂

一 銀百五拾目

但し半口

六番座江^え

新蔵

寅五月十五日

一 三百拾五勿

但し壹口三拾目

【表紙写真解説】

鶴見町の昔の漁業のうち、特色のある、異色の漁業に突ん棒漁業がある。この漁法は海面に浮上するカジキを手投げモリで仕留める勇壮なものである。

この漁業は、大分県では明治三十四年(一八七〇—七二)ごろから始められたといわれ、臼杵市の風成・板知屋両地区や津久見市の保戸島に長さ七・五メートルの突ん棒船があり、豊後水道一帯で操業していた。明治一七年には、臼杵の中津浦の板井五三郎が、カジキ・マグロを棒の先につけたモリでつく、突ん棒漁法

を考案した。

表紙写真は戦後昭和二十七年ごろ種子島沖で活躍している大島の突ん棒漁船、第25八幡丸の勇姿である。当時、東中浦地区に七隻の突ん棒漁船が操業しており、その技術は卓越していたという。

また、すべて個人経営で、漁船も一〇トから一九トの小型船であった。しかし、昭和四〇年ごろには漁船の規模も一〇—三〇ト級が七隻(梶寄)、三〇—一〇〇トが三隻(丹賀)と、鶴見町には一〇隻の突ん棒漁船が操業していた。同四〇年代末には町から突ん棒漁業は姿を消した(『鶴見町誌』)。